

薬物乱用防止教育に関する文部科学省の取組

1. 学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化

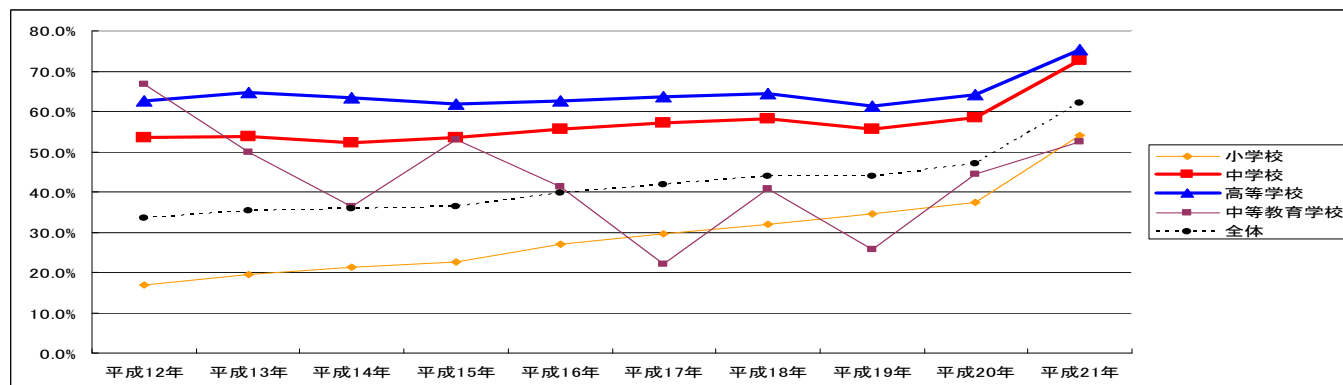
- ・ 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知に努めた。
- ・ 平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領「保健体育」において、現行の麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとされ、大麻の有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう周知に努めた。
- ・ 平成21年12月に作成された高等学校学習指導要領解説「保健体育編・体育編」において、現行の麻薬の例示に新たにMDMAを加え、MDMAの有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう周知に努めた。

2. 薬物乱用防止教室の充実強化

- ・ すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力も得つつ、その指導の一層の充実を図るよう周知に努めた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を行った。

薬物乱用防止教室実施率の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	16.8%	19.5%	21.3%	22.5%	27.1%	29.6%	32.0%	34.5%	37.5%	54.0%
中学校	53.5%	53.8%	52.1%	53.4%	55.5%	57.1%	58.3%	55.7%	58.4%	72.8%
高等学校	62.5%	64.8%	63.3%	61.8%	62.7%	63.7%	64.4%	61.2%	64.1%	75.3%
中等教育学校	66.7%	50.0%	36.3%	52.9%	41.2%	22.2%	40.7%	25.8%	44.4%	52.4%
全体	33.4%	35.3%	35.7%	36.4%	39.8%	41.9%	43.8%	44.0%	47.0%	62.2%



3. 薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進

- ・ 地方公共団体において、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の適宜作成・配布に努めるよう指導した。
- ・ 薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学生、中学生及び高校生用の啓発教材を作成し、すべての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布した。
- ・ 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)」を改訂し、すべての小学校及び教育委員会に配布した。
- ・ 平成22年3月に作成した「生徒指導提要」において、薬物乱用等の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導について示した。
- ・ 地方公共団体において、国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るため、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図るよう指導した。また、国で作成・配布した教材等を文部科学省ホームページに掲載し周知に努めた。

啓発教材



小学生用



中学生用



高校生用

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm (小学生用)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm (中学生用)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm (高校生用)

4. 教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の充実

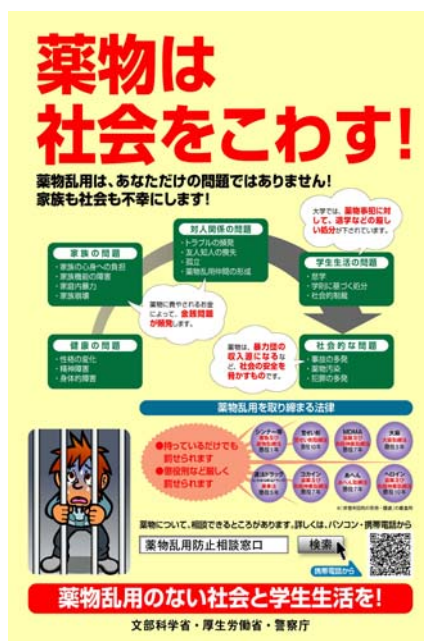
- ・ 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会の拡充を図るよう指導した。
- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を開催した。
- ・ 薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。

5. 学校警察連絡協議会等の活用促進など学校と警察の連携強化

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連携を一層強化するよう指導した。

6. 大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化

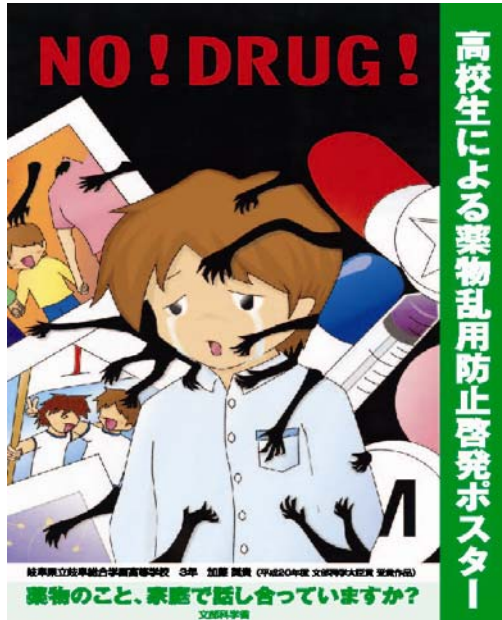
- ・ 大学等において、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう指導した。
- ・ 大学の学生支援担当教職員の会議や研修会等において、入学時のオリエンテーションの活用、学生ハンドブックへの記載、講演会の開催などにより学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請した。
- ・ 薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」を改訂し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。
- ・ 啓発用パンフレットの内容を活用した2種類の啓発用ポスターを作成し、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校に配布した。



http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/03/1291383.htm

7. 薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進

・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した



平成20年度



平成21年度

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1295807.htm

「薬物乱用防止戦略加速化プラン」～文部科学省関連部分～

目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び乱用を拒絶する規範意識の向上

■ 薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図る。

◆ 学校教育等の充実

・薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める。

・薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うために参考となる教師用の指導教材を新たに作成・配布し、指導方法の充実を図る。

・全国の大学等における先進的、効果的な取組事例を収集し、大学等へ情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る。

・薬物乱用防止に関する広報啓発活動の充実・強化のため、関係府省庁が横断的に検討する場を設定し、無駄の排除とともに、適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な実施に努める。